

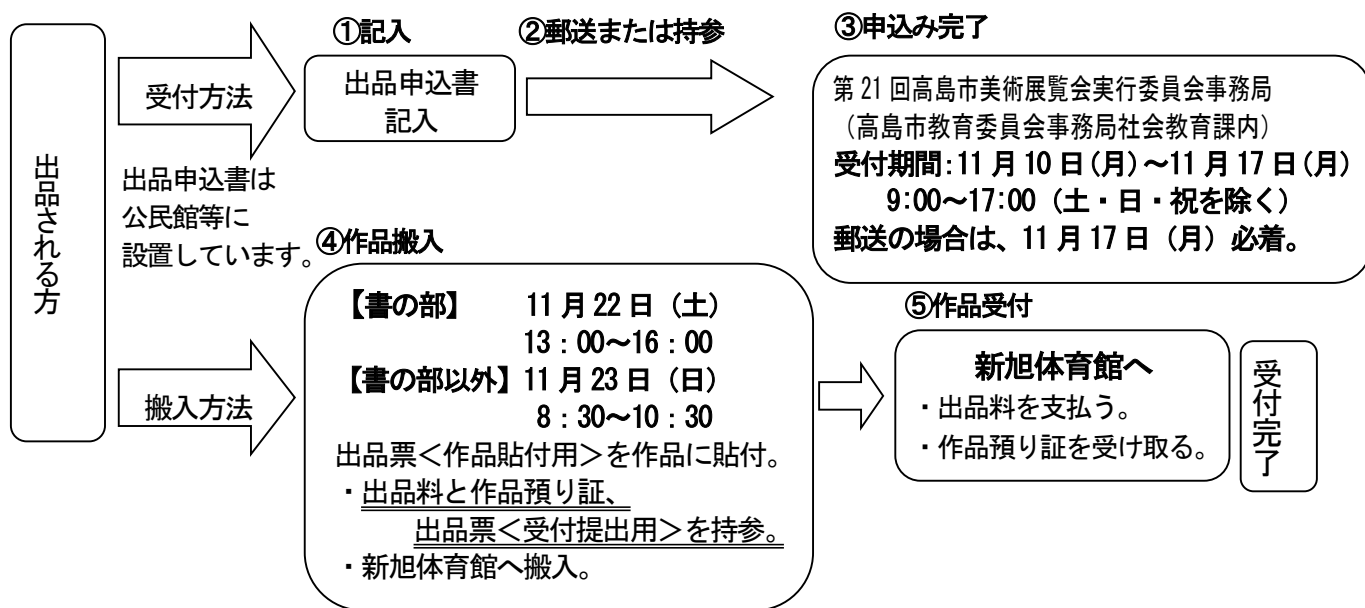
第21回高島市美術展覧会実施要項

1. 目 的	高島市美術展覧会は、高島市の市民文化の向上に資することを目的とする。	
2. 体 制	高島市美術展覧会実行委員会を組織して実施する。 (事務局：高島市教育委員会事務局教育総務部社会教育課) (1)主 催：高島市・高島市教育委員会 (2)主 管：高島市美術展覧会実行委員会 (3)後 援：公益財団法人びわ湖芸術文化財団・一般社団法人滋賀県教育会・高島市教育会・ 滋賀県写真連盟・公益社団法人滋賀県書道協会・滋賀県美術協会・高島市美術協会・ 高島市文化協会・湖西水墨画会・高島ロータリークラブ・NPO 法人心のふるさと書道会 京都新聞・産経新聞社・中日新聞社・毎日新聞大津支局・読売新聞大津支局 朝日新聞大津総局 (順不同) (4)その他：第55回 滋賀県芸術文化祭参加事業の承認を受ける。	
3. 会 期	令和7年11月27日(木) ～ 12月1日(月) 9:00～18:00	
4. 会 場	新旭体育館(高島市新旭町旭818番地)	
5. 応募資格	高島市内に在住する者または通勤、通学する者ならびに高島市出身者(高校生以上)	
6. 募集部門 および 作品規定、 出品点数等	各部門 共通	※応募作品は、自己の創造で製作したもので未発表のものに限ります。 (他の公募展で陳列・展示されていないもの) 作品規定等に違反していると認められた場合、入賞を取り消すことがあります。 ※規格外の作品は、受付できません。 ※壁面に掛ける作品は、針金やひもを付けそのまま展示できるようにしてください。
	平面の部	・1人2点以内。 ・10号(53.0cm×33.3cm)～50号(116.7cm×116.7cm)までとし、額・マットは作品の大きさに含めない。ただし、額装あるいはそのまま展示できる体裁とし、版画は大きさの下限を設けない。 ・表現材料は自由とし、日本画・洋画・版画・水墨画等を含む。 ・軸装は不可。
	立体の部	・1人2点以内。 ・幅および奥行は100cm以内、高さは200cm以内。
	書 の 部	・一部と二部に分け、いずれか1人1点。 ・軸装は不可。 【一部】・二部で特選1回または佳作を2回受賞した者の作品。作品の仕上げは2㎡以内でそのまま展示できるように仕立てること。 ・無鑑査および委嘱出品の作品。 (半切の縦長か正方形のみ。半切の横は不可。) 【二部】一部以外の作品が対象。サイズは半切。 (半切の縦長か正方形のみ。半切の横は不可。)
	工芸の部	・1人2点以内。 ・一辺が150cm以内、円形の場合は直径150cm以内。 - ただし、着物の場合は実用サイズ可。 ・展示にあたっては、制約を設ける場合があります。また、材料セットを用いたものや変木や盆石等に類する作品は受付できません。 ・展示方法については、壁面か展示台かを出品申込書に記載してください。
	写真の部	・フィルム写真およびデジタル写真を合わせて、1人2点以内。 ・白黒およびカラー単または組写真。 ・パネル張りまたは額装仕上げとし、ガラス・樹脂版は使用不可(樹脂版は裏打ちのみ可)。 ・写真のサイズは、単写真・組写真いずれも1枚当たり長辺が27cm以上(四切、A4可) ・額装のサイズは、単写真は75cm×100cm以内、組写真は100cm×200cm以内とする。 ・デジタルで1枚の用紙に複数の写真を配列したものは組写真とみなす。 ・組写真の額装は、板等を使い一体化し、吊り下げ展示ができるようにする。

7. 出品料	作品1点につき 1,000円。高校生の出品は無料。委嘱作品は無料。 ※鑑査の結果が入選外の場合でも、返金はできません。
8. 出品方法	・事前申し込みが必要です。受付期間内に所定の出品申込書に必要事項を記入のうえ、高島市美術展覧会実行委員会事務局（高島市教育委員会事務局社会教育課）に郵送または持参にて申し込んでください。 ・搬入日当日の申し込みは出来ません。 ・出品申込書は、市役所社会教育課、市内各公民館、安曇川世代交流センターに備えていますので取り寄せていただくかホームページより出品申込書をダウンロードの上、申し込んでください。
9. 受付	期間：令和7年11月10日（月）～11月17日（月）9：00～17：00（土・日・祝を除く） 場所：高島市教育委員会事務局社会教育課（ただし、書の部は表具店でも受付可）
10. 作品の搬入	日時：【書 の 部】令和7年11月22日（土）13：00～16：00 【書の部以外】令和7年11月23日（日） 8：30～10：30 場所：新旭体育館（高島市新旭町旭818番地） (1)所定の出品票に必要事項を記入のうえ、平面・書・工芸・写真の部は作品裏面の見やすいところ、立体の部は作品の見やすいところに貼り付けてください。 (2)所定の作品預り証に必要事項を記入のうえ、出品料を添えてご持参ください。 (3)会場への直接搬入を原則とし、搬入に要する経費は出品申込者負担とします。 (4)無梱包での搬入を原則としますが、やむを得ず梱包される場合は、梱包資材を必ず持ち帰りください。 (5)書の部では、出品および搬入の手続きや搬入を表具店等の業者が代行することも可能としますが、その場合は搬出においても業者が責任を持って行ってください。 (6)搬入後は、作品に手を加えることはできません。
11. 作品の保管	・搬入後の作品保管・取り扱いには十分注意いたしますが、紛失、不慮の事故、不可抗力、災害その他の損害等に対しては、一切責任を負いません。 ・特別に注意が必要な作品については、出品者の責任において保険へ加入するなどの措置を行ってください。 ・肖像権等の問題が生じた場合は、出品者の責任において対応してください。
12. 作品の搬出	日時：令和7年12月2日（火）9：00～11：00（時間厳守） (1)作品預り証と引き換えに作品を返却しますので、時間内に会場から搬出してください。 (2)搬出に要する経費は出品申込者負担とします。 (3)時間前に搬出作業は、行わないでください。 (4)時間内に搬出されない場合、作品の保管について一切の責任を負いません。
13. 鑑査および審査等	(1) 審査日時および審査員 【平面の部】山尾 才 白井 陽子 令和7年11月23日（日） 13：00～17：00 【立体の部】長谷川 喜男 川合 徹 令和7年11月23日（日） 13：00～17：00 【書 の 部】佐々木 宏遠 秋永 新二 武友 節子 令和7年11月23日（日） 10：00～17：00 【工芸の部】古田 成美 平松 源 令和7年11月23日（日） 13：00～17：00 【写真の部】小林 賢司 前川 健士 令和7年11月23日（日） 13：00～17：00 (2)審査員による鑑査のうえ、展示する入選作品を決定します。 (3)入選作品を審査し、市美術展賞作品、特選作品、佳作作品を決定します。 (4)合併前の高島郡美術展覧会と高島市美術展覧会を通して、同一部門で5回特選（市美術展賞・郡展賞を含む）を受賞した者による作品は、無鑑査で展示します。 (5)鑑査および審査ならびに陳列に関しては、異議を申し立てることができません。

14. 各賞および入賞に関する公表等	(1)市美術展賞、特選、佳作とします。 (2)市美術展賞を除く入賞の1／3程度を特選とし、残りを佳作とします。 (3)入賞は、各部門とも受付点数の1／4程度とします。 (4)高校生については、青少年美術展賞を設けます。 (5)無鑑査作品については、各部門に奨励賞を与えます。 ただし、該当する作品が無い場合は、この限りではありません。 (6)入賞者には通知し表彰します。 (7)入賞者の住所（町名まで）、氏名、入賞作品の題名等に関する情報を、高島市ホームページ、広報たかしま、新聞等の報道機関に公表しますのでご了承ください。
15. 表彰式	日時：令和7年11月29日（土）9：30～11：00 場所：高島市役所 新館3階 会議室9・10・11
16. 講評会	入選作品の講評会を行います。 日時：令和7年11月29日（土）11：30～12：30（予定） 場所：展覧会場（新旭体育館） ※参加希望者は、当日、展覧会場に集合してください。（参加無料）
17. 問合せ先	高島市美術展覧会実行委員会事務局 高島市役所 新館2階 （高島市教育委員会事務局教育総務部社会教育課） 〒520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 電話：0740-25-8561 FAX：0740-25-8145 Mail：syakyo@city.takashima.lg.jp

●作品受付から搬入まで



●作品搬出の流れ

